

# 令和2年度事業計画

(令和2年7月1日から令和3年6月30日まで)

## 基本方針

令和元年度は台風19号の記録的な豪雨で福島県内に甚大な被害をもたらし、更に追い打ちをかけるかのように新型コロナウイルス感染による全世界規模の健康被害と大きな経済損失をもたらしました。全国の公嘱協会の公益活動にも大きな影響があり、境界や公共嘱託登記に関連する知識の普及啓発事業の研修会や公開講座を行うための会場となる公共施設が利用できないことや、登記所備付地図作成作業等における境界立会の筆界確認行為に影響が生じました。

このような困難な中、この震災復興型登記所備付地図作成作業も今年度は、「会津若松市千石町ほか地区」と「郡山市日和田町字東岡ほか地区」の完了に向け鋭意作業中ではありますが、今後も新たな登記所備付地図作成作業に取り組んでまいります。同時に、地図作成作業におけるソフトとハード面での諸問題に取り組んでまいります。

前年度に計画しておりました道水路等の「官民境界確認補助業務」に関する公開講座を今年度は実施したいと考えております。官民境界確認業務は各行政の担当者が対応しているものの、筆界に関する知見はその専門家である土地家屋調査士にあることに鑑み、官民一体となって行う事業に発展させていかなければなりません。そして、その境界確定成果を当協会のGIS管理システム上で管理するための作業に発展させていく必要があります。

東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故から9年が経過し、未だ3万人を超える県民が全国で避難生活を続けており、この事故を風化させてはなりません。

今後も必要とされる公嘱協会として土地家屋調査士の専門的能力を結集し、引き続き公共嘱託業務のさらなる適正化及び迅速化に努めて行かなければなりません。社員個々の研鑽と資質の向上を図り、不特定多数の利益の増進に寄与するため以下の事業に取り組んでまいります。

1. 公共嘱託登記に係る受託事業
2. 地図整備の促進に係る受託事業
3. 境界や公共嘱託登記に関連する知識の普及啓発事業
4. 東日本大震災等における復旧・復興に向けた支援

## <総務部>

1. 公益社団法人としての法令遵守、内部統治のさらなる充実を図るための活動
  - ア. 法令及び諸規則の内容と事務処理が円滑に図れるよう、運用マニュアルの検討を行う。
  - イ. 各種説明会、研修会に参加し情報収集を行う。
  - ウ. 各部が行う事業活動に対して連携を図る。
2. 情報開示に関する活動
  - ホームページを介しての情報公開を行う。
3. 関係団体との連携強化
  - ア. 福島県土地家屋調査士会及び土地家屋調査士政治連盟との協力関係を図る。
  - イ. 全公連、東公連及び各県協会並びに他士業との情報交換や交流を図る。

## <経理部>

1. 公益法人として法令を遵守し、適正な会計処理と予算執行を行う。
2. 法令及び規則に沿った運営体制の構築、円滑な事務処理の検討を行う。
3. 健全な協会の体制維持に必要な運営費用の検討を行う。

## <業務部>

1. 官公署が行う嘱託業務についての適正な対応
  - ア. 受託業務の円滑な処理を推進し、併せて業務処理の効率化を図る。
  - イ. 震災復興型登記所備付地図作成作業等の、災害復興関連事業への適正な対応を行う。
2. 受託業務の処理に関する対応
  - ア. 業務管理基準に従い業務の適正指示及び業務管理を行う。また、業務管理の効率化を図るため業務管理システムの円滑な運用を推進する。
  - イ. 業務成果の適正な管理と有効な活用を図るため、GIS情報の蓄積を推進する。
  - ウ. 地図作成に関する成果の向上と効率化の検討を行う。
  - エ. 関係官公署との打合せを綿密に行い、適正な業務処理に努める。
3. 郡山市道路境界査定資料の電子データ化およびGISによる公開

## <企 画 部>

### 1. 研修会の開催

- ア. 学識経験者等を講師とした国民を対象とする講座を開催する。
- イ. 社員に対する技術研修会を開催する。

### 2. 相談会の開催

- ア. 国民を対象とする「境界問題や不動産の登記」に関する相談会を開催する。
- イ. 官公署等からの相談に対応する。

### 3. 災害時における応急対策業務の支援体制を構築する。

### 4. 福島県歴史資料館収蔵資料の収集と公開

### 5. 公益目的事業に関する普及啓発活動